

工業標準化法の一部を改正する法律新旧対照条文  
 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後

現行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）  
 第二章 日本工業標準調査会（第三条 第十条）  
 第三章 日本工業規格の制定（第十一条 第十八条）  
 第四章 指定商品に係る表示等（第十九条 第二十五条の四）  
 第五章 指定認定機関（第二十六条 第三十八条）  
 第六章 承認認定機関（第三十九条・第四十条）  
 第七章 指定検査機関（第四十一条 第五十二条）  
 第八章 承認検査機関（第五十三条・第五十四条）  
 第九章 指定商品以外の鉱工業品にする表示の禁止等（第五十五条・第五十六条）  
 第九章の二 製品試験の事業（第五十七条 第六十六条）  
 第十章 雑則（第六十七条 第六十九条の五）  
 第十一章 罰則（第七十条 第七十七条）  
 附則

第九章 指定商品以外の鉱工業品にする表示の禁止等

第五十五条（略）

第九章の二 製品試験の事業

目次

第一章 総則（第一条・第二条）  
 第二章 日本工業標準調査会（第三条 第十条）  
 第三章 日本工業規格の制定（第十一条 第十八条）  
 第四章 指定商品に係る表示等（第十九条 第二十五条の四）  
 第五章 指定認定機関（第二十六条 第三十八条）  
 第六章 承認認定機関（第三十九条・第四十条）  
 第七章 指定検査機関（第四十一条 第五十二条）  
 第八章 承認検査機関（第五十三条・第五十四条）  
 第九章 指定商品以外の鉱工業品（第五十五条 第六十六条）  
 第十章 雑則（第六十七条 第六十九条の五）  
 第十一章 罰則（第七十条 第七十七条）  
 附則

第九章 指定商品以外の鉱工業品

第五十五条（略）

（指定商品以外の鉱工業品にする表示の禁止等）

(試験事業者の登録)

第五十七条 国内にある試験所において製品試験（日本工業規格に定めるところにより行う鉱工業品に係る試験、分析又は測定をいう。以下同じ。）の事業を行う者は、その試験所について、主務省令で定める試験方法の区分（以下単に「試験方法の区分」という。）ごとに、主務省令で定めるところにより、主務大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に必要な手続は、主務省令で定める。

2 主務大臣は、前項の登録の申請に係る試験所が国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準に適合しているときは、その登録をしなければならない。

3 第一項の登録は、試験事業者登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 登録を受けた試験所の名称及び所在地
- 四 登録を受けた試験所において行う試験方法の区分

(証明書の交付)

第五十八条 前条第一項の登録を受けた者（以下「登録試験事業者」という。）は、登録を受けた試験所において登録を受けた試験方法の区分に係る製品試験を行ったときは、主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、製品試験に係る証明書に同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(試験事業者の認定)

第五十七条 指定商品以外の鉱工業品に係る試験（指定商品以外の鉱工業品が日本工業規格に該当することを明らかにするために必要な試験、分析又は測定をいう。以下単に「試験」という。）の事業を行う者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める区分ごとに、主務大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

- 一 試験を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。
- 二 試験を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

(証明書の交付)

第五十八条 前条の認定を受けた者（以下「認定試験事業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、試験を行ったときは、主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、試験に係る証明書に同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

3 前項に規定するもののほか、登録試験事業者は、製品試験に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(登録の更新)

第五十九条 第五十七条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第五十七条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(承継)

第六十条 登録試験事業者が当該登録を受けた試験所に係る事業の全部を譲渡し、又は登録試験事業者について相続、合併若しくは分割（当該登録を受けた試験所に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その登録を受けた試験所に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその登録を受けた試験所に係る事業の全部を承継した法人は、その登録を受けた試験所に係る登録試験事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録試験事業者の地位を承継した者は、遅

3 前項に規定するもののほか、認定試験事業者は、試験に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(承継)

第五十九条 認定試験事業者が当該認定に係る事業の全部を譲渡し、又は認定試験事業者について相続、合併若しくは分割（当該認定に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定試験事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により認定試験事業者の地位を承継した者は、遅

滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(届出)

第六十一条 登録試験事業者は、当該登録を受けた試験所に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(手数料)

第六十二条 第五十七条第一項の登録又は第五十九条第一項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、主務大臣が行う登録又は登録の更新を受けようとする者の納めるものについては国庫の、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が行う登録又は登録の更新を受けようとする者の納めるものについては機構の収入とする。

(登録の取消し)

第六十三条 主務大臣は、登録試験事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その試験所についての登録を取り消すことができる。

一 その試験所が第五十七条第二項の基準に適合しなくなつたとき。

滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(届出)

第六十条 認定試験事業者は、当該認定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(認定の失効)

第六十一条 認定試験事業者が当該認定に係る事業を廃止したときは、当該認定は、その効力を失う。

(手数料)

第六十二条 第五十七条の認定を受けようとする者は、政令で定める手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、主務大臣が行う認定を受けようとする者の納めるものについては国庫の、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が行う認定を受けようとする者の納めるものについては機構の収入とする。

(認定の取消し)

第六十三条 主務大臣は、認定試験事業者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第五十七条各号の一に適合しなくなつたとき。

二 不正の手段により第五十七条第一項の登録を受けたとき。

(報告徴収及び立入検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録試験事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に登録試験事業者の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(外国試験事業者の試験所の登録等)

第六十五条 外国にある試験所において製品試験の事業を行う者は、その試験所について、試験方法の区分ごとに、主務省令で定めるところにより、主務大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

2 第五十七条第二項及び第三項、第五十九条第一項並びに第六十二条の規定は前項の規定による登録に、第五十八条第一項及び第三項、第六十条並びに第六十一条の規定は前項の規定による登録を受けた者(以下「登録外国試験事業者」という。)に、第五十九条第二項において準用する第五十七条第二項及び第三項の規定並びに第五十九条第三項及び第四項並びに第六十二条の規定はこの項の規定により準用する第五十九条第一項の規定による登録の更新に準用する。

3 主務大臣は、登録外国試験事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その試験所についての登録を取り消すことができる。

一 その試験所が前項において準用する第五十七条第二項の基

二 不正の手段により第五十七条の認定を受けたとき。

(報告徴収及び立入検査)

第六十四条 主務大臣は、必要があると認めるときは、認定試験事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に認定試験事業者の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(外国試験事業者の認定等)

第六十五条 外国にある事務所により試験の事業を行う者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める区分ごとに、主務大臣に申請して、その事業が第五十七条各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

2 第五十八条第一項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条までの規定は前項の規定による認定を受けた者(以下「認定外国試験事業者」という。)に、第六十二条の規定は同項の規定による認定に準用する。

3 主務大臣は、認定外国試験事業者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第五十七条各号の一に適合しなくなつたとき。

二 不正の手段により第一項の認定を受けたとき。

三 主務大臣が必要があると認めて認定外国試験事業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 主務大臣が必要があると認めてその職員に認定外国試験事業者の事務所において前条第一項に規定する事項についての

準に適合しなくなつたとき。

二 不正の手段により第一項の登録を受けたとき。

三 主務大臣が必要があると認めて登録外国試験事業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 主務大臣が必要があると認めてその職員に登録外国試験事業者の事務所において前条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

五 次項の規定による費用の負担をしないとき。

4 前項第四号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける登録外国試験事業者の負担とする。

（標章の付してある証明書を用いた輸入品の販売）

第六十六条 輸入業者は、第五十八条第一項の標章又はこれと紛らわしい標章の付してある製品試験に係る証明書を用いて、その輸入に係る鉱工業品を販売してはならない。ただし、当該標章が同項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

（指定等の公示）

第六十八条 （略）

一～六 （略）

七 第五十七条第一項又は第六十五条第一項の登録をしたとき

検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

五 次項の規定による費用の負担をしないとき。

4 前項第四号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける認定外国試験事業者の負担とする。

（標章の付してある証明書を用いた輸入品の販売）

第六十六条 輸入業者は、第五十八条第一項の標章又はこれと紛らわしい標章の付してある試験に係る証明書を用いて、指定商品以外の鉱工業品でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該標章が同項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

（指定等の公示）

第六十八条 （略）

一～六 （略）

七 第五十七条又は第六十五条第一項の認定をしたとき。

八 第六十一条（第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により認定が効力を失つたことを確認したとき

八 第六十三条又は第六十五条第三項の規定により登録を取り消したとき。

(機構が処理する事務)

第六十九条の三 主務大臣(前条第二項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。次条及び第六十九条の五において同じ。)は、機構に、第五十七条第一項の規定による登録に関する事務、第五十九条第一項(第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録の更新に関する事務、第六十条第二項及び第六十一条(これらの規定を第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する事務、第六十三条の規定による登録の取消しに関する事務、第六十四条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務、第六十五条第一項の規定による登録に関する事務、同条第三項の規定による登録の取消しに関する事務、同項第三号の規定による報告徴収に関する事務、同項第四号の規定による検査に関する事務並びに第六十八条の規定による公示に関する事務(同条第七号及び第八号に係るものに限る。)を行わせるものとする。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十九条の二第二項若しくは第十九条の三(これらの規定を第二十五条第三項において準用する場合を含む。)、第六十条第二項又は第六十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第六十三条又は第六十五条第三項の規定により認定を取り消したとき。

(機構が処理する事務)

第六十九条の三 主務大臣(前条第二項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。次条及び第六十九条の五において同じ。)は、機構に、第五十七条の規定による認定に関する事務、第五十九条第二項及び第六十条(第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する事務、第六十二条の規定による認定の取消しに関する事務、第六十四条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務、第六十五条第一項の規定による認定に関する事務、同条第三項の規定による認定の取消しに関する事務、同項第三号の規定による報告徴収に関する事務、同項第四号の規定による検査に関する事務並びに第六十八条の規定による公示に関する事務(第七号から第九号までに係るものに限る。)を行わせるものとする。

第七十七条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十九条の二第二項若しくは第十九条の三(これらの規定を第二十五条第三項において準用する場合を含む。)、第五十九条第二項又は第六十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者



改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 日本工業標準調査会（第三条 第十条）</p> <p>第三章 日本工業規格の制定（第十一条 第十八条）</p> <p>第四章 鋳工業品等の日本工業規格への適合性の認証</p> <p>第一節 日本工業規格への適合の表示（第十九条 第二十四条）</p> <p>第二節 認証機関の登録（第二十五条 第三十条）</p> <p>第三節 国内登録認証機関（第三十一条 第四十条）</p> <p>第四節 外国登録認証機関（第四十一条 第五十六条）</p> <p>第五章 製品試験の事業（第五十七条 第六十六条）</p> <p>第六章 雑則（第六十七条 第六十九条の六）</p> <p>第七章 罰則（第七十条 第七十六条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 鋳工業品等の日本工業規格への適合性の認証</p> <p>第一節 日本工業規格への適合の表示</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 日本工業標準調査会（第三条 第十条）</p> <p>第三章 日本工業規格の制定（第十一条 第十八条）</p> <p>第四章 指定商品に係る表示等（第十九条 第二十五条の四）</p> <p>第五章 指定認定機関（第二十六条 第三十八条）</p> <p>第六章 承認認定機関（第三十九条・第四十条）</p> <p>第七章 指定検査機関（第四十一条 第五十二条）</p> <p>第八章 承認検査機関（第五十三条・第五十四条）</p> <p>第九章 指定商品以外の鋳工業品にする表示の禁止等（第五十五条・第五十六条）</p> <p>第九章の二 製品試験の事業（第五十七条 第六十六条）</p> <p>第十章 雑則（第六十七条 第六十九条の五）</p> <p>第十一章 罰則（第七十条 第七十七条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 指定商品に係る表示等</p>

( 鋳工業品の日本工業規格への適合の表示 )

第十九条 鋳工業品の製造業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その製造する当該認証に係る鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、当該鋳工業品が日本工業規格に適合するものであることを示す主務省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 鋳工業品の輸入業者又は販売業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その輸入し、若しくは販売する当該認証に係る鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、前項の表示を付することができる。

3 前二項の認証は、鋳工業品の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）の申請に係る鋳工業品のうち試験用のものについて製品試験（日本工業規格に定めるところにより行う鋳工業品に係る試験、分析又は測定をいう。以下同じ。）を行うことにより日本工業規格に適合するかどうかを審査するとともに、その製造業者等の申請に係る鋳工業品の製造品質管理体制（製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件をいう。以下同じ。）が主務省令で定める基準に適合するかどうかを審査することにより行うものとする。ただし、当該申請に係る鋳工業品のすべてについて製品試験を行うことにより日本工業規格に適合するかどうかを審査するときは、製造品質管理体制の審査を省略することができる。

4 何人も、第一項又は第二項に規定する場合を除くほか、その取り扱う鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に第一項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

( 指定商品に係る表示 )

第十九条 主務大臣が特に必要があると認めて調査会の議決を経て鋳工業品の品目を指定したときは、その製造業者は、主務省令で定めるところにより、工場又は事業場ごとに主務大臣又は主務大臣が指定する者の認定を受けてその製造する当該鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、当該鋳工業品が日本工業規格に該当するものであることを示す主務省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 主務大臣又は主務大臣が指定する者は、前項の認定をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その製造業者の申請に係る鋳工業品の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が主務省令で定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

3 主務大臣又は主務大臣が指定する者は、前項の規定による審査の結果に基づき、認定をするかどうかを決定し、その旨を申請人に通知しなければならない。

4 主務大臣が指定する者は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による報告を受けたときは、第一項の認定に係る品目並びに当該認定を受けた製造業者の氏名又は名称及び当該認定に係る工場又は事業場の名称を公示しなければならない。

6 第一項の認定を受けた製造業者（以下「認定製造業者」という。）は、同項の表示を付するときは、主務省令で定めるところによりしなければならない。

7 第一項の規定により指定された品目の鋳工業品（以下「指定

商品」という。)については、認定製造業者でなければ、何人も、その取り扱う指定商品又はその包装、容器若しくは送り状に、その指定商品が日本工業規格に該当するものであることを示す表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

8 主務大臣は、特に必要があると認めるときは、調査会の議決を経て、第一項の規定による鉱工業品の品目の指定を取り消すことができる。

(承継)

第十九条の二 認定製造業者が当該認定に係る品目の鉱工業品の製造の事業の全部を譲渡し、又は認定製造業者について相続、合併若しくは分割(当該認定に係る品目の鉱工業品の製造の事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定製造業者の地位を承継する。

2 前項の規定により認定製造業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(届出)

第十九条の三 認定製造業者は、当該認定に係る品目の鉱工業品の製造の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(加工技術の日本工業規格への適合の表示)

第二十条 鋳工業品の加工業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その者が当該認証に係る加工技術による加工をした鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、その鋳工業品に係る当該加工技術が日本工業規格に適合するものであることを示す主務省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 前項の認証は、鋳工業品の加工業者の申請に係る加工技術による加工をした鋳工業品のうち試験用のものについて製品試験を行うことにより日本工業規格に適合するかどうかを審査するとともに、その加工業者の申請に係る加工技術の加工品質管理体制(加工設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件をいう。以下同じ。)が主務省令で定める基準に適合するかどうかを審査することにより行うものとする。

3 何人も、第一項に規定する場合を除くほか、その取り扱う鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十一条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十九条第一項又は第二項の認証を受けた製造業者等(以下「認証製造業者等」という。)に対し、これらの

(認定の失効)

第十九条の四 認定製造業者が当該認定に係る品目の鋳工業品の製造の事業を廃止したときは、当該認定は、その効力を失う。

(手数料)

第二十条 第十九条第一項の認定(主務大臣が行うものに限る。

)を受けようとする者は、政令で定める手数料を納めなければならない。

2 第十九条第一項の認定(前項に規定するものを除く。)を受けようとする者は、政令で定めるところにより主務大臣が指定する者が主務大臣の認可を受けて定める額の手数を当該主務大臣が指定する者に納付しなければならない。

(表示についての申出)

第二十一条 第十九条第一項の表示の付してある指定商品(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該指定商品を含む。)がその表示に係る日本工業規格に該当し

規定により認証を受けた鉱工業品に係る業務に關し報告をさせ、又はその職員に認証製造業者等の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該鉱工業品若しくはその原材料若しくはその製造品質管理体制を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、前条第一項の認証を受けた加工業者（以下「認証加工業者」という。）に対し、同項の規定により認証を受けた加工技術に係る業務に關し報告をさせ、又はその職員に認証加工業者の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該加工技術による加工をした鉱工業品若しくはその原材料若しくはその加工品質管理体制を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

ないと認める者は、主務大臣にその旨を申し出ることができる。

（検査の公示等）

第二十一条の二 主務大臣は、その指定商品について、日本工業規格が改正された場合におけるその改正の内容、認定製造業者による品質保持の状況等からみて、第十九条第一項の表示の付してある指定商品（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該指定商品を含む。以下この条及び第二十三条において単に「指定商品」という。）がその表示に係る日本工業規格に該当することを確保するため特に必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、期間を定め、当該指定商品の認定製造業者が当該指定商品に係る検査に關する事項であつて主務省令で定めるものにつき、主務大臣が

指定する者のうちからその検査の業務の範囲に依じて主務大臣が定める者の検査を受けるべき旨を公示することができる。

2 主務大臣は、認定製造業者が前項の規定による検査を受けなかつたとき、又は認定製造業者に係る同項の規定による検査の結果についての主務大臣が指定する者からの報告が、指定商品がその表示に係る日本工業規格に該当せず、若しくはその品質保持に必要な検査が適正に行われていない旨のものであるときは、当該認定製造業者に対し、四十日以内の期間を定めて、当該指定商品の販売の停止を命ずることができる。

3 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その期間内に、その職員に、当該認定製造業者について、次条第一項の規定による立入検査をさせなければならない。

4 主務大臣は、前項の立入検査の結果、当該認定製造業者について第二十三条の規定による処分をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、第二項の規定による命令を取り消さなければならない。

5 第一項の規定による検査を受けようとする者は、政令で定めるところにより主務大臣が指定する者が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該主務大臣が指定する者に納付しなければならない。

#### (報告徴収及び立入検査)

第二十二條 主務大臣は、第二十一条の規定による申出を受けたとき、その他必要があると認めるときは、認定製造業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に認定製造業者の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、指定商品若しくはその原材料若しくはその製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件を検査させる

#### (表示の除去命令等)

第二十二條 主務大臣は、前条第一項の規定による検査の結果、第十九条第一項若しくは第二項の認証を受けて同条第一項の表示(これと紛らわしい表示を含む。)の付してある鉱工業品(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該鉱工業品を含む。以下この項において同じ。)がその表示に係る日本工業規格に適合せず、又は当該認証に係る鉱工業

品の製造品質管理体制が適正でないとき、認めるときは、認証製造業者等に対し、当該表示の除去若しくは抹消又は当該表示の付してある鉱工業品の販売の停止を命ずることができる。

2 主務大臣は、前条第二項の規定による検査の結果、第二十条第一項の認証を受けて同項の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の付してある鉱工業品（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該鉱工業品を含む。以下この項において同じ。）の加工技術がその表示に係る日本工業規格に適合せず、又は当該認証に係る加工技術の加工品質管理体制が適正でないとき、認めるときは、認証加工業者に対し、当該表示の除去若しくは抹消又は当該表示の付してある鉱工業品の販売の停止を命ずることができる。

（外国製造業者が製造する鉱工業品等の日本工業規格への適合の表示）

第二十三条 外国においてその事業を行う鉱工業品の製造業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その製造する当該認証に係る鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に第十九条第一項の表示を付することができる。

2 外国においてその事業を行う鉱工業品の輸出業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その輸出する当該認証に係る鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に第十九条第一項の表示を付することができる。

3 外国においてその事業を行う加工業者は、主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、その者が当該認証に係る加工技術による加工をした鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に第二十条第一項の表示を付することができる。

4 第十九条第三項の規定は第一項及び第二項の規定による認証

ことができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十三条 主務大臣は、前条第一項の規定による検査の結果、指定商品がその表示に係る日本工業規格に該当せず、又は認定を受けた鉱工業品の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が適正でないとき、認めるときは、認定製造業者に対し、当該表示の除去若しくは抹消若しくは指定商品の販売の停止を命じ、又は当該認定を取り消すことができる。

に、第二十条第二項の規定は前項の規定による認証に準用する。

(表示の付してある鋳工業品の輸入)

第二十四条 輸入業者は、第十九条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示の付してある鋳工業品(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該鋳工業品を含む。)でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が同項若しくは同条第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

2 輸入業者は、その加工技術につき第二十条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示の付してある鋳工業品(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該鋳工業品を含む。)でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が同項又は前条第三項の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

(聴聞の特例)

第二十四条 主務大臣は、前条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 主務大臣は、前条の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(指定加工技術に係る表示等)

第二十五条 主務大臣が必要があると認めて調査会の議決を経て鋳工業品の加工技術の種目を指定したときは、その種目の加工技術に係る加工業者は、主務省令で定めるところにより、工場又は事業場ごとに主務大臣又は主務大臣が指定する者の認定を受けてその者が当該加工技術による加工をした鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、その鋳工業品に係る当該加工技術が日本工業規格に該当するものであることを示す主務省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 前項の規定により指定された種目の加工技術(以下「指定加工技術」という。)については、同項の認定を受けた加工業者

でなければ、何人も、その取り扱う指定加工品（指定加工技術による加工がされた鋳工業品をいう。以下同じ。）又はその包装、容器若しくは送り状に、その指定加工品に係る当該指定加工技術が日本工業規格に該当するものであることを示す表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 第十九条第二項から第六項まで及び第八項並びに第十九条の二から前条までの規定は、指定加工技術に準用する。

（外国製造業者等の認定）

第二十五条の二 外国においてその事業を行う指定商品の製造業者は、主務省令で定めるところにより、外国にある工場又は事業場ごとに、主務大臣、主務大臣が承認する者又は主務大臣が指定する者の認定を受けてその製造する当該指定商品又はその包装、容器若しくは送り状に第十九条第一項の表示を付することができ。

2 外国においてその事業を行う指定加工技術に係る加工業者は、主務省令で定めるところにより、外国にある工場又は事業場ごとに、主務大臣、主務大臣が承認する者又は主務大臣が指定する者の認定を受けてその当該指定加工技術による加工をした鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に前条第一項の表示を付することができる。

3 第十九条第二項から第五項まで及び第二十条の規定は第一項の規定による認定に、前条第三項において準用するこれらの規定は前項の規定による認定に、第十九条第六項、第十九条の二から第十九条の四まで及び第二十一条の二の規定は第一項の規定による認定を受けた製造業者（以下「認定外国製造業者」という。）に、前条第三項において準用するこれらの規定は前項の規定による認定を受けた加工業者（以下「認定外国加工業者

4 「と(う)に準用する。」  
 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十九条第二項及び第三項(これらの規定を前条第三項において準用する場合を含む。)	主務大臣又は主務大臣が指定する者	主務大臣、主務大臣が承認する者又は主務大臣が指定する者
第十九条第四項(前条第三項において準用する場合を含む。)	主務大臣が指定する者	主務大臣が承認する者又は主務大臣が指定する者
第十九条第五項(前条第三項において準用する場合を含む。)	事業場の名称	事業場の名称及び所在地
第二十条第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)	主務大臣が指定する者	主務大臣が承認する者又は主務大臣が指定する者
第二十一条の二第二項(前条第三項	主務大臣が指定する者	第五十二条第二項の承認検査機関又は主

<p>において準用する 場合を含む。)</p>	<p>第二十一条の二第 二項(前条第三項 において準用する 場合を含む。)</p>	<p>公示する</p>	<p>務大臣が指定する者 通知する</p>
<p>第二十一条の二第 三項(前条第三項 において準用する 場合を含む。)</p>	<p>第二十一条の二第 四項(前条第三項 において準用する 場合を含む。)</p>	<p>命ずる 四十日</p>	<p>請求する 八十日</p>
<p>第二十三条の規定 による処分をする</p>	<p>前項の立入検査</p>	<p>次条第一項の規定 による立入検査</p>	<p>命令 請求</p>
<p>第二十五号の四第一 項第五号の検査</p>	<p>その請求に係る第二 十五号の四第一項第 五号の検査</p>	<p>同項第六号の請求を し、又は同項第七号 に該当するものとし てその認定を取り消 す</p>	<p>第五十二条第二項の 承認検査機関又は主 務大臣が指定する者</p>

第二十一条の第二 五項（前条第三項 において準用する 場合を含む。）	命令 により主務大臣が 指定する者	請求 により第五十三条第 二項の承認検査機関 又は主務大臣が指定 する者
当該主務大臣が指 定する者	当該同項の承認検査 機関又は主務大臣が 指定する者	

（表示の付してある指定商品等の輸入）

第二十五条の三 輸入業者は、日本工業規格に該当するものであることを示す表示又はこれと紛らわしい表示の付してある指定商品（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該指定商品を含む。）でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が第十九条第一項又は前条第一項の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

2 輸入業者は、その指定加工技術につき前項に規定する表示の付してある指定加工品（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該指定加工品を含む。）でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が第二十五条第一項又は前条第二項の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

（認定外国製造業者等の認定の取消し等）

第二十五条の四 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合には、認定外国製造業者又は認定外国加工業者の認定を取り消すことができる。

一 第二十五条の二第三項において準用する第十九条第六項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第二十五条の二第三項において準用する第十九条の二第二項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたとき。

三 第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第二項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求に応じなかつたとき。

四 主務大臣が必要があると認めて認定外国製造業者又は認定外国加工業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 主務大臣が必要があると認めてその職員に認定外国製造業者又は認定外国加工業者の工場、事業場その他必要な場所において第二十二条第一項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

六 前号の検査の結果、主務大臣が、第二十三条（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）次号において同じ。）に規定する場合に相当すると認めて、認定外国製造業者又は認定外国加工業者に対し、第十九条第一項若しくは第二十五条第一項の表示の除去若しくは抹消又は当該表示の付してある指定商品若しくは当該表示の付してある指定加工品（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における

当該指定商品又は指定加工品を含む。）の販売の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 前号に定める場合のほか、第五号の検査の結果、第二十三条に規定する場合に相当すると認められるとき。

八 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第五号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）

）は、当該検査を受ける認定外国製造業者又は認定外国加工業者の負担とする。

## 第五章 指定認定機関

（指定）

第二十六条 第十九条第一項及び第二十五条第一項の指定は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める区分ごとに、第十九条第一項及び第二十五条第一項の認定を行おうとする者の申請により行う。

2 第二十五条の二第一項及び第二項の指定は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める区分ごとに、同条第一項及び第二項の認定を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。

（欠格条項）

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、第十九条第一項及び第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項及び第二項の指定（以下この章において単に「指定」という。）を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた

日から二年を経過しない者

二 第三十七条の規定により指定を取り消され、又は第四十条第一項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(指定の基準)

第二十八条 主務大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 第十九条第一項及び第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項及び第二項の認定（以下この章において単に「認定」という。）の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 認定の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行つことによつて認定が不公正になるおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて申請に係る認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の更新)

第二十九条 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

(認定の義務)

第三十条 指定を受けた者(以下「指定認定機関」という。)は、認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定のための審査を行わなければならない。

(事務所の変更の届出)

第三十一条 指定認定機関は、認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

(認定業務規程)

第三十二条 指定認定機関は、認定の業務に関する規程(以下「認定業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認定業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をした認定業務規程が認定の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、その認定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第三十三条 指定認定機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、認定の業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(業務の休廃止)

第三十四条 指定認定機関は、認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員等の地位)

第三十五条 認定の業務に従事する指定認定機関の役員（法人でない指定認定機関にあつては、当該指定を受けた者）又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第三十六条 主務大臣は、指定認定機関が第二十八条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十七条 主務大臣は、指定認定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この章の規定又は第十九条第三項若しくは第四項の規定に違反したとき。
- 二 第二十七条各号の一に該当するに至つたとき。
- 三 第三十二条第一項の認可を受けた認定業務規程によらないで認定を行つたとき。
- 四 第三十二条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により指定を受けたとき。

(報告徴収及び立入検査)

第三十八条 主務大臣は、必要があると認めるときは、指定認定機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に指定認定機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

## 第六章 承認認定機関

(承認)

第三十九条 第二十五条の二第一項及び第二項の承認は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める区分ごとに、同条第一項及び第二項の認定を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る。)の申請により行う。

2 第二十七条から第二十九条までの規定は第二十五条の二第一項及び第二項の規定による承認に、第三十条から第三十四条まで及び第三十六条の規定は第二十五条の二第一項及び第二項の規定による承認を受けた者(以下「承認認定機関」という。)に準用する。この場合において、第二十八条第一号中「第十九条第一項及び第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項及び第二項」とあるのは「第二十五条の二第一項及び第二項」と、第三十二条第三項及び第三十六条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(承認の取消し等)

第四十条 主務大臣は、承認認定機関が次の各号の一に該当する

- ときは、その承認を取り消すことができる。
- 一 第二十五条の二第三項において準用する第十九条第三項又は第四項の規定に違反したとき。
  - 二 前条第二項において準用する第二十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
  - 三 前条第二項において準用する第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条又は第三十四条の規定に違反したとき。
  - 四 前条第二項において準用する第三十二条第一項の認可を受けた認定業務規程によらないで認定を行つたとき。
  - 五 前条第二項において準用する第三十二条第三項又は第三十六条の規定による請求に応じなかつたとき。
  - 六 不正の手段により第二十五条の二第一項及び第二項の承認を受けたとき。
  - 七 主務大臣が、承認認定機関が前各号の一に該当すると認め、期間を定めて認定の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。
  - 八 主務大臣が必要があると認めて承認認定機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
  - 九 主務大臣が必要であると認めてその職員に承認認定機関の事務所において第三十八条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。
  - 十 次項の規定による費用の負担をしないとき。
- 2) 前項第九号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける承認認定機関の負担とする。

第七章 指定検査機関

(指定)

第四十一条 第二十一条の二第一項(第二十五条第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の指定は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める区分ごとに、第二十一条の二第一項の規定による検査を行おうとする者の申請により行う。

2 第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項の指定は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める区分ごとに、第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項の規定による検査を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。

(欠格条項)

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、第二十一条の二第一項又は第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項の指定(以下この章において単に「指定」という。)を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十一条の規定により指定を取り消され、又は第五十四条第一項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(指定の基準)

第四十三条 主務大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 第二十一条の二第一項又は第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項の規定による検査(以下第五十一条までにおいて単に「検査」という。)の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 検査の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行つことによつて検査が不公正になるおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて申請に係る検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の更新)

第四十四条 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

(事務所の変更の届出)

第四十五条 指定を受けた者(以下「指定検査機関」という。)は、検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出

なければならない。

(検査業務規程)

- 第四十六条 指定検査機関は、検査の業務に関する規程（以下「検査業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 検査業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。
- 3 主務大臣は、第一項の認可をした検査業務規程が検査の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、その検査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第四十七条 指定検査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、検査の業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(業務の休廃止)

第四十八条 指定検査機関は、検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員等の地位)

第四十九条 検査の業務に従事する指定検査機関の役員（法人でない指定検査機関にあつては、当該指定を受けた者）又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第五十条 主務大臣は、指定検査機関が第四十三条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第五十一条 主務大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この章の規定に違反したとき。
- 二 第四十二条各号の一に該当するに至つたとき。
- 三 第四十六条第一項の認可を受けた検査業務規程によらないで検査を行つたとき。
- 四 第四十六条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により指定を受けたとき。

(報告徴収及び立入検査)

第五十二条 主務大臣は、必要があると認めるときは、指定検査機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に指定検査機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第八章 承認検査機関

(承認)

第五十三条 主務大臣は、外国にある事務所により第四十一条第二項に規定する検査を行おうとする者から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める区分ごとに、これを承認することができる。

2 第四十二条から第四十四条までの規定は前項の規定による承認に、第四十五条から第四十八条まで及び第五十条の規定は同項の規定による承認を受けた者（以下「承認検査機関」という。）に準用する。この場合において、第四十三条第一号中「第二十一条の二第一項又は第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項」とあるのは、「第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項」と、第四十六条第三項及び第五十条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(承認の取消し等)

第五十四条 主務大臣は、承認検査機関が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 前条第二項において準用する第四十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 前条第二項において準用する第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条又は第四十八条の規定に違反したとき。
- 三 前条第二項において準用する第四十六条第一項の認可を受けた検査業務規程によらないで検査を行つたとき。
- 四 前条第二項において準用する第四十六条第三項又は第五十条の規定による請求に応じなかつたとき。
- 五 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。
- 六 主務大臣が、承認検査機関が前各号の一に該当すると認め

て、期間を定めて検査の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 主務大臣が必要があると認めて承認検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 主務大臣が必要であると認めてその職員に承認検査機関の事務所において第五十二条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

九 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第八号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける承認検査機関の負担とする。

## 第九章 指定商品以外の鉱工業品にする表示の禁止等

第五十五条 指定商品以外の鉱工業品については、何人も、その取り扱う当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、第十九条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 指定加工技術以外の種目の加工技術については、何人も、その取り扱う鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、第二十五条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 主務大臣は、前二項の規定に違反する事実があると認めるときは、その違反者に対し、その所有し、若しくは占有する当該鉱工業品若しくはその包装、容器若しくは送り状についてその違反に係る表示の除去若しくはまつ消を命じ、又は当該表示の付してある当該鉱工業品（その包装、容器又は送り状に当該表

## 第二節 認証機関の登録

### (登録)

第二十五条 第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項並びに第二十三条第一項から第三項までの登録（以下この章において単に「登録」という。）は、主務省令で定める鉱工業品又はその加工技術の区分（以下この章において単に「鉱工業品又はその加工技術の区分」という。）ごとに、主務省令で定めるところにより、これらの規定による認証（以下この章（第二十七条第一項第一号を除く。）において単に「認証」という。）を行うおととする者の申請により行う。

2 主務大臣（第六十九条第二項の規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。）は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人

示の付してある場合における当該鉱工業品を含む。）の販売の停止を命ずることができる。

第五十六条 輸入業者は、第十九条第一項の表示若しくはこれと紛らわしい表示の付してある鉱工業品（指定商品を除く。）又は指定加工技術以外の種目の加工技術について第二十五条第一項の表示若しくはこれと紛らわしい表示の付してある鉱工業品（これらの包装、容器又は送り状にこれらの表示の付してある場合におけるこれらの鉱工業品を含む。）でその輸入に係るものを販売してはならない。

2 主務大臣は、前項の規定に違反する事実があると認めるときは、その輸入業者に対し、同項に規定する当該鉱工業品の販売の停止を命ずることができる。

製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が第二十七条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

（欠格条項）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第三十八条第一項又は第四十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の基準）

第二十七条 主務大臣は、第二十五条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること。

二 登録申請者が、その申請に係る鉱工業品又はその加工技術の区分に係る鉱工業品を製造し、輸入し、販売し、加工し、又は輸出する事業者（以下この号及び第三十五条第二項において「被認証事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、被認証事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める被認証事業者の役員又は職員（過去二年間に当該被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、被認証事業者の役員又は職員（過去二年間に当該被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 登録は、認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が認証を行う鉱工業品又はその加工技術の区分

四 登録を受けた者が認証を行う区域並びに認証を行う事務所の名称及び所在地

五 登録を受けた者が自ら認証に係る製品試験を行う試験所を有する場合にあつては、その名称及び所在地並びに当該試験所で行う試験方法の区分（第五十七条第一項に規定する試験方法の区分をいう。）

（登録の更新）

第二十八条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにそ

の更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（承継）

第二十九条 登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録認証機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）を、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録認証機関の地位を承継する。

2 前項の規定により登録認証機関の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（手数料）

第三十条 登録又は登録の更新を受けようとする者は、実費を勘

案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

### 第三節 国内登録認証機関

#### (認証の義務)

第三十一条 登録認証機関（国内にある事務所において認証を行うことにつき、その登録を受けたものに限る。以下「国内登録認証機関」という。）は、認証を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証のための審査を行わなければならない。

2 国内登録認証機関は、公正に、かつ、次に掲げる事項に関し主務省令で定める基準に適合する方法により認証の業務を行わなければならない。

一 第十九条第三項又は第二十条第二項（これらの規定を第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の審査の方法、頻度及び実施時期に関する事項

二 認証をした鉱工業品又はその加工技術及び当該認証に係る製造業者、輸入業者、販売業者若しくは加工業者又は外国においてその事業を行う製造業者、輸出業者若しくは加工業者の公表に関する事項

三 第十九条第一項又は第二十条第一項の表示を付してある鉱工業品がその表示に係る日本工業規格に適合しない場合の措置に関する事項

四 その他認証の業務の適正な実施のため必要な事項

3 国内登録認証機関は、主務省令で定めるところにより、認証をした製造業者等又は加工業者の氏名又は名称、住所その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(事務所の変更の届出)

第三十二条 国内登録認証機関は、認証の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第三十三条 国内登録認証機関は、認証の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、認証の業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、認証の実施方法、認証に関する料金の算定方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第三十四条 国内登録認証機関は、認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十五条 国内登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))で作成され、又はその作成に代えて電磁的記

録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 被認証事業者その他の利害関係人は、国内登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第三十六条 主務大臣は、国内登録認証機関が第二十七条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その国内登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第三十七条 主務大臣は、国内登録認証機関が第三十一条の規定に違反していると認めるときは、当該国内登録認証機関に対し、認証の業務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

る。

(登録の取消し等)

第三十八条 主務大臣は、国内登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十六条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第三十五条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日を公示しなければならない。

(帳簿の記載)

第三十九条 国内登録認証機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、認証の業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第四十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件

を|検査させることができる。

2| 第二十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立  
入|検査に準用する。

#### 第四節 外国登録認証機関

##### ( 認証の義務等 )

第四十一条 登録認証機関(外国にある事務所において認証を行  
う|ことにつき、その登録を受けたものに限る。以下「外国登録  
認|証機関」という。)は、認証を行うことを求められたときは  
、|正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証のための審査  
を|行わなければならない。

2| 第三十一条第二項及び第三項、第三十二条から第三十七条ま  
で|並びに第三十九条の規定は、外国登録認証機関に準用する。  
こ|の場合において、第三十六条及び第三十七条中「命ずる」と  
あ|るのは、「請求する」と読み替えるものとする。

##### ( 登録の取消し等 )

第四十二条 主務大臣は、外国登録認証機関が次の各号のい  
ず|れかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一| 第二十六条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二| 前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第三十  
一|条第二項若しくは第三項、第三十二条、第三十三条第一項  
、|第三十四条、第三十五条第一項若しくは第三十九条の規定  
に|違反したとき。

三| 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第三十  
五|条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四| 前条第二項において準用する第三十六条又は第三十七条の

規定による請求に応じなかつたとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

六 主務大臣が、外国登録認証機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて認証の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 主務大臣が必要があると認めて外国登録認証機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 主務大臣が必要があると認めてその職員に外国登録認証機関の事務所において第四十条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

九 第三項の規定による費用の負担をしないとき。

2 主務大臣は、前項の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、その期日の二週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日を公示しなければならぬ。

3 第一項第八号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録認証機関の負担とする。

第四十三条から第五十六条まで 削除

## 第五章 製品試験の事業

（試験事業者の試験所の登録）

第五十七条 国内にある試験所において製品試験の事業を行う者は、その試験所について、主務省令で定める試験方法の区分（以下単に「試験方法の区分」という。）ごとに、主務省令で定

## 第九章の二 製品試験の事業

（試験事業者の試験所の登録）

第五十七条 国内にある試験所において製品試験（日本工業規格に定めるところにより行う鉱工業品に係る試験、分析又は測定をいう。以下同じ。）の事業を行う者は、その試験所について

めるところにより、主務大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

2・3 (略)

(手数料)

第六十二条 (略)

2 前項の手数料は、主務大臣が行う登録又は登録の更新を受けようとする者の納めるものについては国庫の、機構が行う登録又は登録の更新を受けようとする者の納めるものについては機構の収入とする。

(報告徴収及び立入検査)

第六十四条 (略)

2 第二十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(登録認証機関の国内にある試験所のみなし登録)

第六十四条の二 登録認証機関は、第五十八条の規定の適用については、国内にあるその試験所(第二十七条第二項第五号の規定により認証機関登録簿に記載された試験所に限る。)について、同号の規定により認証機関登録簿に記載された試験方法の区分に係る第五十七条第一項の登録を受けたものとみなす。

(外国試験事業者の試験所の登録等)

第六十五条 (略)

、主務省令で定める試験方法の区分(以下単に「試験方法の区分」という。)ごとに、主務省令で定めるところにより、主務大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

2・3 (略)

(手数料)

第六十二条 (略)

2 前項の手数料は、主務大臣が行う登録又は登録の更新を受けようとする者の納めるものについては国庫の、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)が行う登録又は登録の更新を受けようとする者の納めるものについては機構の収入とする。

(報告徴収及び立入検査)

第六十四条 (略)

2 第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(外国試験事業者の試験所の登録等)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 (略)

四 主務大臣が必要があると認めてその職員に登録外国試験事業者の事務所において第六十四条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

4 (略)

(登録認証機関の外国にある試験所のみなし登録)

第六十五条の二 第六十四条の二の規定は、登録認証機関の外国にある試験所に準用する。この場合において、同条中「第五十八条」とあるのは「第六十五条第二項において準用する第五十八条第一項及び第三項」と、「第五十七条第一項」とあるのは「第六十五条第一項」と読み替えるものとする。

(標章の付してある証明書を用いた輸入品の販売)

第六十六条 輸入業者は、第五十八条第一項の標章又はこれと紛らわしい標章の付してある製品試験に係る証明書を用いて、その輸入に係る鉱工業品を販売してはならない。ただし、当該標章が同項(第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

第六章 雑則

(登録等の公示)

第六十八条 (略)

2 (略)

3 (略)

四 主務大臣が必要があると認めてその職員に登録外国試験事業者の事務所において前条第一項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

4 (略)

(標章の付してある証明書を用いた輸入品の販売)

第六十六条 輸入業者は、第五十八条第一項の標章又はこれと紛らわしい標章の付してある製品試験に係る証明書を用いて、その輸入に係る鉱工業品を販売してはならない。ただし、当該標章が同項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

第十章 雑則

(指定等の公示)

第六十八条 (略)

一 第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項並びに第二十条第一項から第三項までの登録又は第二十八条第一項の登録の更新をしたとき。

二 第二十八条第一項の登録の更新の申請が、同項の期間の満了の日の六月前までに行われなかつたとき。

三 第三十二条又は第三十四条（これらの規定を第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

四 第三十八条第一項の規定により登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

五 第四十二条第一項の規定により登録を取り消したとき。

六・七 （略）

（主務大臣等）

第六十九条 （略）

一 第十九条第一項及び第二十五条第一項、第二十五条の二第一項及び第二項、第二十一条の二第一項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の指定をしたとき。

二 第二十五条の二第一項及び第二項又は第五十三条第一項の承認をしたとき。

三 第三十一条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十五条（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

四 第三十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

五 第三十七条又は第五十一条の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

六 第四十条第一項又は第五十四条第一項の規定により承認を取り消したとき。

七・八 （略）

（機構又は指定認定機関の処分等についての審査請求）

第六十九条 この法律の規定による機構又は指定認定機関の処分又は不作為について不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（主務大臣等）

第六十九条の二 （略）

(機構が処理する事務)

第六十九条の二 主務大臣(前条第二項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。次条から第六十九条の五までにおいて同じ。)は、機構に、第五十七条第一項の規定による登録に関する事務、第五十九条第一項(第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録の更新に関する事務、第六十条第二項及び第六十一条(これらの規定を第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する事務、第六十三条の規定による登録の取消しに関する事務、第六十四条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務、第六十五条第一項の規定による登録に関する事務、同条第三項の規定による登録の取消しに関する事務、同項第三号の規定による報告徴収に関する事務、同項第四号の規定による検査に関する事務並びに第六十八条の規定による公示に関する事務(同条第六号及び第七号に係るものに限る。)を行わせるものとする。

(機構の行う立入検査)

第六十九条の三 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第二十一条第一項若しくは第二項又は第四十条第一項の規定による立入検査を行わせることができる。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第四十二条第一項第八号の規定による検査を行わせることができる。

3~5 (略)

(機構に対する命令)

(機構が処理する事務)

第六十九条の三 主務大臣(前条第二項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。次条及び第六十九条の五において同じ。)は、機構に、第五十七条第一項の規定による登録に関する事務、第五十九条第一項(第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録の更新に関する事務、第六十条第二項及び第六十一条(これらの規定を第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する事務、第六十三条の規定による登録の取消しに関する事務、第六十四条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務、第六十五条第一項の規定による登録に関する事務、同条第三項の規定による登録の取消しに関する事務、同項第三号の規定による報告徴収に関する事務、同項第四号の規定による検査に関する事務並びに第六十八条の規定による公示に関する事務(同条第七号及び第八号に係るものに限る。)を行わせるものとする。

(機構の行う立入検査)

第六十九条の四 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第二十一条第一項(第二十五条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項又は第五十二条第一項の規定による立入検査を行わせることができる。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第二十五条の四第一項第五号、第四十条第一項第九号又は第五十四条第一項第八号の規定による検査を行わせることができる。

3~5 (略)

(機構に対する命令)

第六十九条の四 主務大臣は、第六十九条の二（第六十三条、第六十四条第一項及び第六十五条第三項に係る部分に限る。）又は前条第一項若しくは第二項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

（機構の処分等についての審査請求）

第六十九条の五 この法律の規定による機構の処分又は不作為について不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（権限の委任）

第六十九条の六 第四章の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができる。

## 第七章 罰則

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第四項又は第二十条第三項の規定に違反した者
- 二 第二十二條の規定による命令に違反した者
- 三 第二十四条の規定に違反した者
- 四 第三十八条第一項の規定による命令に違反した者

第六十九条の五 主務大臣は、第六十九条の三（第六十三条、第六十四条第一項及び第六十五条第三項に係る部分に限る。）又は前条第一項若しくは第二項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

## 第十一章 罰則

第七十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第七項又は第二十五条第二項の規定に違反した者
- 二 第二十三条（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 三 第二十五条の三の規定に違反した者
- 四 第五十五条第三項又は第五十六条第二項の規定による命令に違反した者

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項若しくは第二項、第四十条第一項若しくは第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第三十一条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第三十九条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第七十一条 第三十七条又は第五十一条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定検査機関の役員（法人でない指定認定機関又は指定検査機関にあつては、当該指定を受けた者。第七十四条において同じ。）又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の二第二項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二・三 (略)

第七十三条 第二十一条第一項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし

、又は第二十二條第一項若しくは第六十四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十四條 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定検査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十三條又は第四十七條の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十四條又は第四十八條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第三十八條第一項若しくは第五十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八條第一項若しくは第五十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第七十條、第七十二條又は第七十三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第七十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第七十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十九條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十五條第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚

偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第七十五条 第六十九条の四の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第七十六条 第六十条第二項又は第六十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第七十六条 第六十九条の五の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十九条第六項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十九条の二第二項若しくは第十九条の三（これらの規定を第二十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十条第二項又は第六十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

<p>改正後</p>	<p>現行</p>
<p>（業務範囲）                  第十一条（略）                  2（略）                  一 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十一条第一項及び第二項並びに第四十条第一項の規定による立入検査並びに第四十二条第一項第八号の規定による検査                  二 了九（略）</p>	<p>（業務範囲）                  第十一条（略）                  2（略）                  一 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十一条第一項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項及び第五十二条第一項の規定による立入検査並びに第二十五条の四第一項第五号、第四十条第一項第九号及び第五十四条第一項第八号の規定による検査                  二 了九（略）</p>